

## 第24回 不法行為：共同不法行為

2017/01/16  
松岡 久和

### 【共同不法行為】

**Case 24-01** 次の場合、被害者X（またはその相続人）は、Yらに全損害について不法行為責任を問うことができるか。なお、Yらには責任能力があるものとする。

- ① Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>が、いっしょになってXをいじめる計画を立て、もっぱらY<sub>1</sub>が実際にXに様々な嫌がらせをしてノイローゼにした。
- ② Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>が公園でキャッチボール中、Y<sub>1</sub>が暴投して通行人Xにけがを負わせた。
- ③ Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>が公園で花見中に酔客Xらのグループとけんかになり、Yらの誰かがXを殴ってけがを負わせた。
- ④ Y<sub>1</sub>が脇見運転でXを轢いて瀕死の重症を負わせたところ、搬送された夜間救急病院Y<sub>2</sub>の当直医師Aが救命措置を誤り、Xは死亡した。
- ⑤ Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>が、深夜、X所有の無人倉庫に盗みに入る計画を立て、Y<sub>3</sub>が見張りをしていたところ、偶々居合わせたXを、Y<sub>1</sub>が隠し持ったナイフで刺殺した。

### 1 民法719条の意義

- ・ 719条の構造（広義の共同不法行為の諸類型）

- ① 狭義の共同不法行為（1項前段）
- ② 具体的加害者不明の共同不法行為（1項後段）
- ③ 教唆者・幫助者の責任（2項）

※不法行為の競合（ケース④）については、規律が欠けているともみえる。

- ・ **因果関係の擬制**（共謀や教唆・幫助事例）と**不真正連帯責任**による被害者保護の強化
- ・ 判例・伝統的通説：各人の行為が独立の不法行為の要件を備える必要があり、因果関係要件についてのみ相当性の認定が緩和される

**判例** P368（山王川事件－水質汚濁による農業被害、複数不法行為競合事例とも理解できる）

←→近時の通説的見解：共同行為と結果との因果関係で足る（因果関係の擬制・推定）

### 2 各類型の要件

- (1) 狭義の共同不法行為：「共同の不法行為」＝行為の関連共同性

- ・ 共謀共同正犯は直接的に加害行為を行っていなくても減免責不可（古くから異論なし）

**判例** 大判昭9・10・15民13巻1874頁（北津軽水争い事件）

- (a) 客観的共同説（判例・多数説）：時間的・場所的な危険共同体としての客観的一体性

**判例** 津地四日市支判昭47・7・24判時672号30頁（四日市ぜんそく事件－コンビナート構成各社の強い客観的関連共同性を認定）

大阪地判平3・3・29判時1382号22頁（西淀川公害第一次訴訟－被告企業3社の密接な関係と、被告10社間の環境問題についての強い客観的関連共同性を認める）

- ・ 客観的関連共同性の有無の判定基準

行為の物理的一体性（衝突事故など）、場所的・時間的近接性による社会観念上の一体性（工場群の煤煙による加害や、製造者と販売者、製薬会社と国など）

- (b) 主観的共同説（前田ほか）：共同行為を行うとの意思的連携

；共謀のみではなく、各人が他人の行為を利用する意思・自己の行為が他人に利用されるのを認容する意思が必要で、それで足りる。

**議論のポイント** 常に全額責任か減責・免責を認める余地があるか。一部連帯や分割責任を認める場合があるか。あるとすればどういう場合か。

(2) 具体的加害者不明の共同不法行為

- ・各人の行為が結果惹起の可能性を有するが、具体的な加害者が不明の場合を指し、被告は、真の加害者が自分ではないという証明（因果関係不存在または共同行為者でないとの証明）により、責任を免れる余地がある。

**判例** 大阪地判平7・7・5判時1538号17頁（西淀川公害第二～四次訴訟－強い関連共同性がない自動車による大気汚染につき719条を類推適用し寄与割合の限度の損害賠償責任を肯定）

- ・「共同行為者」の解釈の広狭

(a) 客観的共同説：弱い関連性のある共同行為を指す？

**判例** P369（交通被害児硬膜外血腫死事件：関連性肯定？）

(b) 主観的共同説：主観的共同のない共同行為を指す

(c) 競合不法行為説：ひろく競合不法行為を包含する

} 競合不法行為  
は同条の類推

(3) 教唆者・幫助者の責任

- ・因果関係の擬制か、分割責任は可能か

**判例** P371（京阪電鉄置石事件：作為義務を介して損害との因果関係を肯定。見張り少年の責任限定を否定）

### 3 効果としての連帯責任

(1) 不真正連帯債務説（判例・（旧）通説）

- ・弁済もしくはこれに類する債務消滅事由以外の絶対的効力事由の規定は不適用  
←被害者保護、加害者間の密接な人的関係の欠如

**判例** 大判昭12・6・30民16巻1285頁（銀行支配人の手形保証偽造で消滅時効の絶対効を否定）

P372（株式取込み詐欺に近い共同不法行為で消滅時効中断の絶対効を否定）

P86（公務員の交通事故で直接加害者との和解による免除の絶対効を否定）

最判平6・11・24判時1514号82頁（不倫離婚調停による免除の絶対効を否定）

P373（自動車仮装販売和解事件－訴訟上の和解による免除の趣旨次第では絶対効も可）

- ・過失ないし違法性・寄与度の割合に応じて最終的負担を配分し、内部負担額を超えて弁済した者には、求償を肯定

**判例** P374（自動車衝突事故：同旨）

P375（第三者と被用者の共同惹起した交通事故で全額弁済した第三者は使用者に求償可）

(2) 不真正連帯債務概念不要説

**民法改正案** 不真正連帯債務型を典型として連帯債務（新436-445条）を再構成

⇒連帯責任に適用

- ・履行請求の絶対効（434条）、免除の絶対効（437条）を削除、相対効原則（新441条）

### 【参考文献】

- 1 大塚直「共同不法行為・競合的不法行為に関する検討」NBL1056号（2015年）47頁  
後記別冊NBLに補遺があるが、詳細で高度なのでこちらだけを指示する。
- 2 前田陽一「民法719条の存在意義と原因競合論」現代不法行為法研究会編『現代不法行為法の立法的課題』別冊NBL155号（2015年）所収